

社会福祉サービス提供主体のあり方について

ー高齢者介護サービスの視点からー

○ 中部学院大学 氏名 大藪 元康 (会員番号 2548)

キーワード：地域福祉，営利法人，社会福祉法人

1. 研究目的

2000 年の社会福祉事業法が社会福祉法に改正されたことを中心とした社会福祉基礎構造改革により，福祉サービスの提供体制が変わった。具体的には，2000 年の介護保険法，2006 年の障害者自立支援法によるサービスが契約制度により提供されている。

このことは，サービスの提供主体の多元化にも寄与した。特に営利法人の参入は，サービスの多様化を促し，サービス利用者の選択を可能とした。しかしながら，営利法人によるサービス提供は，利潤追求を目的としていることから，消極的な評価もある。

福祉サービスは，労働集約性の高い産業であり，コストの削減は，人件費の削減へと向かっていく。また，事業所の所在地において提供されるサービスであり，収益率の低い地域では，サービスを利用できないということが起こりうる。このような背景の下で，営利法人によるサービス供給による福祉サービスの可能性について検討した。

2. 研究の視点および方法

社会福祉基礎構造改革の影響及び社会福祉法人制度改革について整理し，高齢者介護サービスの状況について「平成 26 年介護事業経営実態調査」から分析を行った。また，これを踏まえ，地域に密着した経営をしている営利法人について抽出し，サービス付き高齢者向け住宅・通所介護及び認知症対応型デイサービス・通所介護の経営者にインタビュー調査を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会倫理指針に基づき，インタビュー対象を特定できないように匿名化している。

4. 研究結果

社会福祉基礎構造改革は多様な社会福祉サービスの供給主体による提供が意図されていたが，社会福祉法人と他の事業主体との間での「適切な競争条件の整備」をすることは当初から課題とされていた。しかしながら，その対応が十分ではなく，今日の議論へとつながっている。社会福祉法人に関しては，「第4回社会保障審議会福祉部会」（2014 年 9 月 30 日）での資料「社会福祉法人の財務運営に関する規律」において，「社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人」とあり，「その公益性・非営利性に鑑み、財務運営に関する規律の面から、適正な運営を担保する必要がある。」と示した。また，「余裕財産の保有」については，「運転資金（必要最低限の手元流動資金）を除き、社会福祉事業等へ計画的に再投下することとすべきではないか。」とされている。

介護サービス施設・事業所調査によれば，介護保険事業所に占める営利法人（会社）の割合は図 1 に示すように年々増加している。

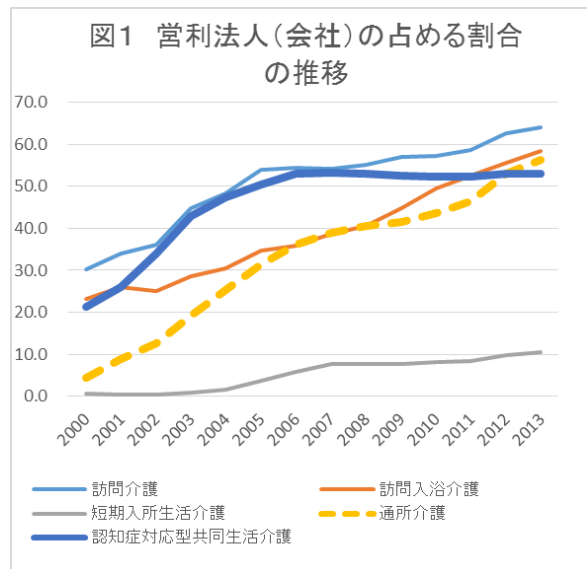
通所介護は，営利法人の占める割合は 2000 年に 4.5%であったものが 2013 年には 56.3%と約 12.5 倍に，認知症対応型共同生活介護は，2000 年には 21.2%であったものが 2007 年まで大きく伸び、その後微減をした時期もあるが，2013 年に 53.1%と約 2.5 倍となっている。このように介護保険制度の導入により，営利法人が多く参入をしたことがわかる。

本研究において、地域に密着した経営をしていると考えられる営利法人」について抽出し、その経営者にインタビュー調査を行った。営利法人インタビュー結果については、以下のとおりである。

(1) サービス付き高齢者向け住宅・通所介護

「先代から相続した不動産の活用」という側面をもちつつ、経営理念に「地域創生」を掲げていた。「中央」に対して用いる「地方」という言葉はあえて使わず、所在する「地域」を新たに作り出すという思いを込めているということであった。また、フランス革命の理念を施設名としていた。

所在地の地域の住民からスタッフを採用し、有資格でないものもいるため、トレーニングからはじめていたということであった。また、入居者もその地域に住む人に限って募集している点が特徴であった。



(2) 認知症対応型共同生活介護・通所介護

認知症対応型共同生活介護と離島による通所介護を行っていた。複数の拠点での運営は効率的ではない。また、離島での通所介護は利用者が限られるため、社会福祉協議会も消極的であった。

このような条件で通所介護を経営している理由について聞いてみたところ「放っておけない」という言葉が返ってきた。これは、ソーシャルワークのグローバル定義にもある「社会正義」に通ずるといえる。

5. 考察

社会福祉サービスの提供主体については、イコルフットィングを実現した公平な環境の下で、社会福祉法人等の非営利法人と営利法人が対等な関係で競争を行くことが必要である。

営利法人は利益の最大化を追求し、出資者に対して配当をすることが求められる。それは企業の規模が大きいくほど、その要求が大きくなるといえる。しかし、インタビューを行った組織は、規模が小さいため柔軟な経営ができ、地域に対する利益の還元されていた。営利法人という体制においても社会福祉の理念に沿ったサービス提供が可能であることがあきらかとなった。

営利法人においても地域への利益の還元が行われるなか、今後、社会福祉法人に対する評価の基準として、「公益性」を重視することが必要である。「財政運営の規律」において示されている、「①適正かつ公正な支出管理、②余裕財産の明確化、③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下の仕組みを構築」という点は、社会福祉法人の在るべき姿として検討していく必要があるといえる。社会福祉法人は、施設運営や制度上のサービスの提供だけでなく、貧困対策や住民のつながりづくりなどを行う地域福祉の推進の担い手として活動することが期待されているといえる。

本研究は、科学研究費 研究課題名：「高齢社会における地域生活密着型の健康福祉産業の構築に関する研究」（研究代表：田草川僚一 課題番号 24651180）の成果の一部である。